

～ 源泉所得税(給与所得者)の税務相談所開設ご案内 ～

小坂井商工会では従業員、青色専従者の給与の源泉所得税の計算及び納付等の指導、税務全般に関する相談指導を行う税務相談所を次の通り開設します。ご希望の方は事前予約が必要です。
※源泉所得税が出ない人でも給与等を支払っていただければ、税務署へ必ず報告しなければなりません。

●日 時 令和 3年 1月 13日(水)・14日(木) ※事前予約が必要です

①13:00 ～ 13:30 ⑤15:00 ～ 15:30

②13:30 ～ 14:00 ⑥15:30 ～ 16:00

③14:00 ～ 14:30 ⑦16:00 ～ 16:30

④14:30 ～ 15:00 ⑧16:30 ～ 17:00

※新型コロナウイルス感染拡大等でやむを得ず税理士派遣が困難な場合があります。
その場合は税務相談を中止させていただきます。予めご承知の上事前予約をお願いいたします。

《事前申込みについて》

◇予約開始日	12月15日(火)から
◇申込方法	電話[0533(78)3333]、または直接お申込みください
◇申込受付時間	9:00 ～ 17:00 (受付順)

●会 場 小坂井商工会 1階記帳指導室

●指 導 者 東海税理士会豊橋支部派遣税理士

●持 ち 物 ⑩書類忘れなどで再度相談が必要な場合も予約が必要です

㊦朱肉印(事業主)

①事業主の本人確認書類[運転免許証・パスポート・写真付身分証明書 等]

㊦マイナンバーを確認できる書類[事業主+従業員+従業員扶養 分]

㊦源泉徴収簿[令和元年分+令和2年分]

㊦給与所得者の扶養控除等(異動)申告書[令和元年分+令和2年分]

㊦控除対象者配偶者の年間見込み所得金額がわかる資料[令和2年1月～令和2年12月分]

㊦給与所得者の配偶者控除等申告書[令和元年分]

㊦給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得税金額調整控除申告書[令和2年分]

㊦給与所得者の保険料控除申告書[令和元年分+令和2年分]

㊦社会保険控除を受けるための書類[国民年金・国民健康保険料等を支払ったことの証明書類 等]

㊦小規模企業共済等掛金を受けるための書類[小規模企業共済掛金払込証明書 等]

㊦生命保険控除・地震保険控除・障害者控除を受けるための書類 原本

㊦給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書[令和元年分+令和2年分]

㊦(税務署から送付された)令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書

㊦(借入等を行った金融機関等が発行した)住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 原本

㊦源泉所得税の納付書[令和元年1月～6月分+令和元年7月～12月分+令和2年1月～6月分]

㊦青色事業専従者に関する届出・変更届出書の控え

㊦源泉所得税の納付書 未使用のもの

㊦その他 年末調整に必要な書類

●納付期日 令和 3年 1月 20日 (水)

★新型コロナウイルス感染症対策として

「マスク」の着用および来館時の健康チェックにご協力をお願いいたします。

